

国民健康 保険ガイド

わたしたちの
暮らしを守る
国民健康保険



★保険課 ☎25 - 1 1 1 6

新しい国民健康保険被保険者証(保険証)を送付します

現在の保険証の有効期限は、**7月31日(月)**となっています。**8月から使用する新しい保険証は7月中旬に送付**します。

なお、送付の際は、配達状況が記録され、ご自宅の郵便受けに配達される「特定記録郵便」でお届けします。

新しい保険証(灰色)が届いたら、記載内容を確認してください。誤りや変更がある場合は、保険証、本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証等)を持って、保険課(市役所1階)または支所市民福祉課(アスパアこだま1階)に申し出てください。

古い保険証(オレンジ色)は、8月1日(火)以降にご自身で処分してください。なお、保険証には個人情報記載されています。処分するときは、はさみで切るなどして、内容が読み取られないようご注意ください。

交通事故にあったら保険課へ

交通事故や他人の犬にかまれたなど、第三者(加害者)からの行為でけがや病気をした場合でも、保険証を使って治療が受けられます。

国民健康保険に加入している方が治療を受ける際は、必ず保険課へ届出をしてください。

▶70歳~74歳の保険証について

国民健康保険に加入している70歳から74歳までの方には、保険証と高齢受給者証が1枚のカードになった「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」(以下「保険証兼高齢受給者証」という。)を交付しています。

対象者には7月中旬に新しい保険証兼高齢受給者証を送付します。8月以降に70歳を迎える方は、誕生日の翌月(1日が誕生日の方はその月)から保険証兼高齢受給者証が使用できるため、誕生月の月末(1日が誕生日の方は前月末)に送付します。

医療費の負担割合は所得等の状況に応じて、2割または3割となります。保険証兼高齢受給者証に記載の負担割合をご確認ください。



国民健康保険限度額適用認定証の更新をお忘れなく

現在の「国民健康保険限度額適用認定証(または限度額適用・標準負担額減額認定証)」(以下、「認定証」という。)の有効期限は、7月31日(月)です。

8月以降も引き続き入院治療や高額な外来診療を受ける場合は、更新の手続きをお願いします。

●更新期間 7月20日(木)~8月31日(木)

●受付窓口

保険課(市役所1階)、支所市民福祉課(アスパアこだま1階)

●用意

国保の保険証、マイナンバーのわかるもの

※国民健康保険税に滞納があると、認定証の交付を受けられません。

※転入や未申告等で所得が不明な場合、上位所得者の区分となります。

限度額適用認定証とは

国民健康保険の加入者が1か月に1つの医療機関で高額な治療を受ける場合、窓口で提示すると、支払いが自己負担限度額までになるものです。ただし、差額ベッド代などの保険が適用されないものや入院中の食事代は、別に支払いが必要です。

※更新期間後も随時申請できますが、認定証は申請した月の初日から有効となります。月を遡った発行はできませんのでご注意ください。

※認定証を医療機関に提示しなかった場合、自己負担額を超えた支払い分は、後から高額療養費の支給対象となります。

▶70歳~74歳の方へ

次の①②のいずれかに該当する方が、医療機関での支払いを限度額までとするためには、認定証の更新または申請が必要です。

①住民税非課税世帯の方

②住民税課税世帯で課税所得が145万円以上690万円未満の方

※①②に該当しない方は「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」が認定証の代わりになるため、申請は不要です。

7月は窓口が大変混み合います。早急に使用する予定がない方は、8月以降に申請してください。7月に申請する際は、比較的空いている午後2時以降の来庁にご協力ください。

令和5年度の国民健康保険税について

令和5年度の国民健康保険税納税通知書及び特別徴収決定通知書は、7月上旬に送付します。

納付方法について

●普通徴収

7月から翌年2月まで毎月納付する方法(合計8回)

※普通徴収は、原則口座振替としています。登録可能な金融機関の窓口のほか、保険課または支所市民福祉課でも登録が可能です。

●年金からの天引き(特別徴収)

公的年金からの天引きで納付する方法(合計6回)

※年度途中で特別徴収に切り替わる方は、天引きが開始される月までは普通徴収で納付していただけます。

○新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等の国民健康保険税の減免については、令和4年度分で終了しました。

その他の軽減及び減免制度について確認したい場合は、保険課へご連絡ください。